

葬祭組合告示第21号

平成29年1月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月26日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成29年1月24日(火)午後3時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成29年1月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成29年1月24日（火曜日）午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	爲田 浩	佐倉市議会選出
2番	冨塚 忠雄	佐倉市議会選出
3番	押尾 豊幸（議長）	佐倉市議会選出
4番	森本 次郎	四街道市議会選出
5番	高橋 絹子	四街道市議会選出
6番	中島 康一	四街道市議会選出
7番	浜口 信昭	酒々井町議会選出
8番	高崎 長雄（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂 泰久	酒々井町長
副管理者	蕨 和雄	佐倉市長
副管理者	佐渡 斉	四街道市長
会計管理者	河合 昭男	酒々井町会計管理者

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	藤 方 英 和
事務局次長	内 田 稔

○構成市町出席職員

佐倉市	田 辺 茂 彦	環境部長
佐倉市	菊 間 隆 夫	生活環境課長
佐倉市	中 村 忍	生活環境課副主幹
四街道市	本 田 耕 資	環境経済部長
四街道市	鈴 木 雅 雄	環境政策課長

酒々井町 芝野芳弘 経済環境課長

○議会事務局出席職員

事務局主査 相京夕起夫

○連絡員

総務班副班長 馬場樹里

○会期

平成29年1月24日（火曜日） 1日

○議事日程

平成29年1月24日（火曜日）午後3時開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 会議録署名議員の指名
- 日程第7 会期の決定
- 日程第8 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

午後3時12分 開会

- 臨時議長（中島康一） 地方自治法第107条の規定によりまして、四街道市選出の中島が臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員8名、議員定数の過半数に達しております。よって、平成29年1月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。

これより定例会を開会いたします。

---

◎仮議席の指定

- 臨時議長（中島康一） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席とします。

---

◎議長の選挙

- 臨時議長（中島康一） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（中島康一） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法とすることに決しました。

それでは、どなたかご指名がございましたらお願ひいたします。

- 8番（高崎長雄） 議長。

- 臨時議長（中島康一） 高崎議員。

- 8番（高崎長雄） 佐倉市選出の押尾議員にお願いします。

- 臨時議長（中島康一） ただいま高崎議員から議長に押尾豊幸議員をお願いしたいとのご発言がありました。

お諮りします。佐倉市選出の押尾豊幸議員を議長に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（中島康一） 異議なしと認めます。

よって、押尾豊幸議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました押尾豊幸議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

押尾議長、議長席へお着き願ひます。

これにて議長を交代します。ありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

- 議長（押尾豊幸） ただいま皆様方のご推挙をいただきまして、組合議会議長を務めさせていただきます佐倉市選出の押尾でございます。よろしくお願ひいたします。

地元ということで何か皆さん非常に気を使っただきまして、ありがとうございました。

本組合も、ことしから新しい規約でスタートいたしました。組合を取り巻く環境は、いろいろとこれからは変化があると思いますけれども、そういう中で議会の責務も大変重く考えております。今後とも、さくら斎場の利便性の向上や本議会のスムーズな審議ができますように、微力ながら務めたいと思いますので、皆様方のご協力のほどよろしく願いいたしまして、簡単ですけれども、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、再び議事に入ります。

---

#### ◎議席の指定

○議長（押尾豊幸） 日程第3、議席の指定を行います。

今回新たに組合議員が選出されていますので、議席を指定いたします。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、爲田浩議員の議席は1番、冨塚忠雄議員の議席は2番、森本次郎議員の議席は4番、高橋絹子議員の議席は5番、中島康一議員の議席は6番、浜口信昭議員の議席は7番、高崎長雄議員の議席は8番、そして私、押尾豊幸の議席は3番に指定をいたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（押尾豊幸） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、今回佐倉市、四街道市及び酒々井町から新たに3名の議員が選出されましたので、ご報告いたします。佐倉市からは、私、押尾が選出されました。四街道市からは、高橋絹子議員が選出されました。酒々井町からは、浜口信昭議員が選出されました。

次に、監査委員より定期監査、例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（押尾豊幸） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることと決しました。

お諮りいたします。副議長の指名推選について、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 異議なしと認めます。

よって、副議長は議長が指名することに決しました。

副議長に高崎長雄議員を指名します。

お諮りいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 異議なしと認めます。

よって、高崎長雄議員が佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高崎長雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知をいたします。

それでは、高崎議員より副議長当選のご挨拶をお願いいたします。

○8番（高崎長雄） ただいま皆様からご指名を受けました酒々井町選出の高崎でございます。副議長という重責ながら、微力ながら精いっぱい頑張りますので、皆さんご協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（押尾豊幸） ありがとうございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（押尾豊幸） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号2番、冨塚忠雄議員及び議席番号8番、高崎長雄議員の両名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（押尾豊幸） 日程第7、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

---

#### ◎議案の上程

○議長（押尾豊幸） 日程第8、議案を上程いたします。

それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（押尾豊幸） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂でございます。本日ここに平成29年1月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

まず、平成29年1月1日より組合規約の変更に伴い、組合議会と執行部が新組織として再編されました。新たに佐倉市議会より押尾豊幸議員、四街道市議会より高橋絹子議員、酒々井町議会より浜口信昭議員をお迎えしての議会であり、それぞれご就任を心よりお祝い申し上げます。

また、執行部体制も構成市町の首長が正副管理者となり、組合運営の連携の強化と一体化が一層図られるものと期待しております。引き続き、今後のご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

また、ただいま議会議長に議員各位のご推挙によりまして押尾豊幸議員がご就任されました。議会副議長には、同じく議員各位のご推挙によりまして高崎長雄議員がご就任されました。心からお祝いを申

申し上げますとともに、今後とも一層のご指導とご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

本年度は、葬祭組合設立50周年、さくら斎場開設20周年の大きな節目であると同時に、この新年は新たな組織のスタートを迎えた記念の年であります。今後も組合及び斎場の使命を果たすべく、また住民サービス向上のため、よりよい改善を図るべく職員と一丸となって邁進してまいります。議員各位の皆様には、改めまして衷心よりよろしくお願い申し上げます次第であります。

さて、ただいまから本定例会に提案いたしました議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。千葉県人事委員会勧告に準拠し、月例給について平均で0.2%の引き上げを行うとともに、勤勉手当について0.1カ月分の引き上げをしようとするもの及び扶養手当の改定について、平成28年度から平成31年度まで段階的に実施しようとするものであります。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。胎児の火葬について、一般の火葬と同様に胎児から見て二親等相当以内の親族が申請した場合に、組合内料金を適用できるように改善しようとするものであります。

次に、議案第3号は、平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,498万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億6,798万円としようとするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、使用料及び手数料の使用料、繰入金の基金繰入金を減額しようとするものでございます。歳出につきましては、人件費改定の増額や事業費の入札差金の減額、斎場の管理・運営部門に係る必要な経費を計上するものでございます。

次に、議案第4号は、平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてでございます。平成29年度の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3億365万8,000円でありまして、対前年度比16万4,000円、約0.1%の減となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては組合の主たる財源であります構成市町からの負担金として2億912万7,000円斎場使用料及び手数料が8,123万3,000円、基金繰入金が788万1,000円等を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。

3款事業費の運営費につきましては、さくら斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明いたさせます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（押尾豊幸） ありがとうございました。

続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

○事務局長（藤方英和） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（藤方英和） それでは、お手元に配付しております議案・議案資料という冊子をごらんいた

だきたいと存じます。議案番号順に申し上げます。

まず、前回からこういう形で冊子として見やすさを図っておりますが、議案本文は紺色のインデックス、見出しです。朱色の見出しが当組合独自の議案説明資料ということで、それぞれおつけしてございます。

議案第1号の朱色の見出しのページをお開きいただきたいと思います。議案第1号資料の細部説明でございます。まず、1としまして、制定理由でございますが、ただいま管理者申し上げたとおり、内容的には構成市町、近隣の一部事務組合、皆同様でございますが、千葉県の人件委員会の勧告に準拠した内容でございます。平均で月0.2%の引き上げ及び勤勉手当については0.1カ月分の引き上げを、平成28年4月にさかのぼって、遡及して適用するというものでございます。また、扶養手当についても平成28年度から引き上げ改定をし、関連する扶養手当の平成29年度以降につきましては、次のページです。裏面にウとして表記をしております。

資料に戻りまして、もう一度前のページ、2、制定内容をごらんいただきたいと思います。ただいま申し上げましたように、アとして今の月例の給料表の引き上げの関係0.2%、それとイとしまして、勤勉手当の引き上げ0.1カ月分、これについては平成28年度と平成29年度で表のように6月の期と12月の期で調整をすることになっております。今回は、12月期をごらんいただきますと平成28年度の12月期、勤勉0.90ということですが、これで引き上げさせていただくという案でございます。平成29年度の勤勉のところそれぞれ6月と12月を平準化しているということでございます。

次に、2ページ目裏面をごらんいただきたいと思います。(2)につきましては、任期付職員の採用等に関する条例につきまして、前回の議会で条例を新規に制定をご可決頂戴しましたので、今回同じように準拠して改定をするということでございます。3として、近隣の状況をいつも述べさせていただいておりますが、構成市町は全て12月の議会で、(2)で近隣の一部事務組合でございますが、消防組合が12月でありまして、そのほか清掃組合、印旛広域組合、衛生組合については来月2月の議会で同じ内容で上程するという調整がついております。また、具体的に4としまして、組合職員の実際の金額についての状況がいかかかと申しますと、月のお給料と手当等の平均の引き上げが約5,300円、勤勉手当の関係で、期末勤勉の関係で平均しますと約4万3,100円、合計で引き上げ額のトータルとしまして平均で4万8,400円となります。このことにつきましては、職員全てに周知をしております。また、その次のページには、新旧対照表ということで、今申し述べた条例の新旧の改正内容について添付してございます。

以上が議案第1号のご説明でございます。

次に、議案第2号、さくら斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の細部のご説明でございますが、これも朱色の見出しの資料第2号のページをおあけいただきたいと思います。これにつきまして、さくら斎場が平成8年に開設以来、今日まで、いわゆる死胎、赤ちゃんにつきましては、改正がなされず現在に至っているわけですが、1のところでは胎児の火葬について、里帰り等で実家に帰っているさなかに流産等のご不幸があるという場合に、赤ちゃんの場合については条例上、その赤ちゃんから見て一親等のお父さん、お母さんしか組合内として扱っておりませんでした。

この3のところのイメージ図をごらんいただきたいと思います。左側の現在というところで、父母と書いてあります。改正後というのが右側ですが、一般的な大人の方の火葬につきましては二親等以内の親族が佐倉市、四街道市または酒々井町に在住していると、組合内ということで7,000円あります。赤

ちゃんの場合はといいますと、1のところの米印お書きしましたが、火葬料金が組合内ですと3,500円ありますが、組合外ですと6万円になると。またこういったご不幸の場合にはご本人は入院されていて、そのお父様、お母様等が手続に来ると。その場合に出生後であれば改正後と同じになるのですが、流産等の場合にはいわゆる二親等のおじいさま、おばあさまの場合は組合外としてしか見ていただけないということがあったと。これを職員提案で、ぜひ新たな組織のスタートの中で改正ができないかということで検討をいたしました。

4のところ、取り扱い件数自体は20件から30件程度、さほど多くはありませんけれども、組合内外で料金も大幅に違います。また、ご不幸の場合のご実家ということで申請してきた方の心情も考えますと、大人であろうと、また、胎児であろうと、公平に同じように等しく取り扱うのが、より改善としてよいのではないかということで、今回提案をさせていただいた次第であります。

また、5のところでお書きしましたが、この条例の適用については本日現在まだこういったご不幸のケースがありませんので、幸いご可決いただければ、本日の記念の議会の日、この日にさかのぼって適用することで適切な運用を図ってまいりたいと考えております。表現としましては、次のページで新旧対照表ございますが、横書きになっております。アのところ、胎児の場合は右のほうに父または母という現行に対して表現上、結果として同じ二親等とみなせる範囲を、その父または母から見て一親等以内ということで、大人の方も胎児の赤ちゃんとしても、皆同じ取り扱いになるということで改正案をご提示した次第でございます。

以上が議案第2号の細部の説明とさせていただきます。

次に、議案第3号の紺色の見出しの資料、横書きになっておりますが、1ページ目をおあげいただきたいと思っております。

まず、補正予算第2号の条文でございますが、歳入歳出、第1条の本文であります、1,498万5,000円を減額して、歳入歳出それぞれ3億679万8,000円としようとするものでございます。

また、第2条としましては、平成29年度の事務事業は円滑に推進できるように、債務負担行為を設定させていただきまして、事務処理の円滑化を図ろうとするもので、一覧として添付をさせていただいております。

今回補正した事項であります、2ページ目、3ページ目をごらんいただきたいと思っております。歳入につきましては、使用料の関係で減額補正245万2,000円あります。そのほか財源調整等で減額をし、合計が1,498万5,000円の減額ということでございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。総務費については、ただいまの第1号議案の千葉県人事委員会の勧告に伴う準拠した内容の引き上げ相当分と人事交流等に伴う異動に係る人件費の補正で、332万8,000円のプラスであります。さくら斎場の事業経費としましては、契約差金等を減額して1,831万3,000円減額しております。その次の4ページ目をお開きいただきたいと思っておりますが、これが平成28年度末から平成29年度の事業以降について、入札等事務処理の円滑化を図るために債務負担行為を設定させていただいております。これにつきましては、通常の準備期間として入札を行うものも含めて、あるいは随意契約も含めて当組合の慣例的にお載せしてございます。

それでは、朱色の見出しの資料第3号の細部説明のページをお開きいただきたいと存じます。具体的な内容について、特に必要な事項を掲載してございます。(1)の歳入の部分の先ほど申し上げた使用料についてでございますが、主なる理由が組合外の火葬のご利用の減少でありまして、当初予算につきま

しては、おおむね一定の数量を想定して見込んで予算計上をしております。しかし、冬場のこの年度末までの間で、その状況がどうかということで推計しまして、昨年もそうでございますが、近隣の斎場におきましては、従前以上にフル稼働ということで、上限まで受け付けをして住民サービスを図っているということでありまして、当組合につきましても最大で17件受けるように改善をしております。その中で、組合外が1件当たり10万円でございますので、20件相当分ぐらいは減少するかなと、あくまでもこれは推計であります。予算へのはね返りが大きいので、減額を措置させていただきました。

また、②としまして、ご承知のように、昨今は小規模な葬儀、民間でいいますと家族葬と言いましたり、お別れ会と言いましたり、家族、友人で行う葬儀の形態が非常に多くなってきております。従いまして、さくら斎場の利用件数は増加傾向にかじを切って間違いのないところなのですが、いらっしゃる方の規模としては少人数化が顕著であります。したがって、追加の待合室等についてはあまりご利用がなくなってきていると。また日中につきましても利用件数が平成27年度実績で、年間で2,700件、平均で9件を上回る状況になってきてまして、8室の待合室を2室ご利用になる方も減ってきているということから、今回は細かいのですが、83室ぐらいの減を44万8,000円ということで見込ませていただいて、今後の推移を見定めたいと考えておるところでございます。

その他の歳入については、先ほど申しました歳入歳出の財源調整ということであります。

(2)の歳出であります。2款の総務費については、先ほど申し上げました。

3款のさくら斎場の運営費の関係ですが、まず11節の需用費であります。これにつきましては、大きい金額が光熱水費の減であります。ここに内容等書いてありますが、原油が大幅に下がったということと、ここには書いてございませんが、つけ加えますと従来千葉ガスで契約し、千葉ガスで供給をいただいていたおりましたが、大手ガス会社の統廃合等でグループが一体となって東京ガスに契約が自動的に移りました。その結果、色々な要素がありまして、単価が非常に安くなってきたという、その原油安とそういった契約状況の反映で大幅減になっております。この金額が1,400万円ほど見込んでおります。ただ、利用件数がふえているということは、主燃の熱源でありますガスの利用量はふえておりますので、来年度の予算については、通常どおりの算定をもとに計上をしておるところでございます。

②としまして、修繕料の欄は34万円ということで計上してございますが、これは浄納塔というところで皆様は命日等でお参りにいらっしゃる方がおりますが、その部分のところの雨漏りが判明したということで、これについて補修工事をしたいというのが20万円、それと20年たって夜間管理人の24時間受け付けしている部屋の一部分が損傷が著しいということで、14万円ほどの補修をしようということでご提案させていただきました。

13節の委託料でございますが、これは主なるものは契約差金等でございます。419万8,000円の減額を見込んでおります。そのほか今年度は年度当初から、強風等で異常気象が続いておりまして、例年にない山部分の大木が倒れたりして近隣の住民の方にもご迷惑をかけていたということで、今後の強風と雪対策等の見込みで、例年どおり大体50万円ぐらいを補正させていただいている実績がございますので、同額を計上させていただいた次第でございます。

18節の備品購入費でございますが、これはご利用者がふえてきたということは、それにかかわる冬場ですとお茶類等のポット、大体1室当たり2つずつを、その時間内で適宜、仕出し業者さんが交換しておりますが、在庫管理の中でもう在庫がなく、また、お掃除等もしていただいている中で、これも不足を生じてきたということで、全ての部屋に予備と円滑にご利用できるように補充をしたいと考えており

まして、40万円を計上させていただきました。

(3)については、現在の基金の状況でございます。

以上が第3号の細部説明でございます。

次に、最後の第4号議案、平成29年度の予算であります。紺色の見出しの横判の1ページ目、表紙をあけていただきたいと思います。これにつきましては、第1条のところでは3億365万8,000円の予算総額としてご提案させていただきました。

また、継続費につきまして第2条でございますが、平成27年度と平成28年度で駐車場関係の工事費を2カ年事業として計上させていただいております。そのほかは準則どおりの定型の条文でございます。

ページをめくっていただきまして、6ページ目、7ページ目のページをごらんいただきたいと思います。それぞれ6ページ目の歳入の部分でございますが、総括の中で概要を細部ご説明申し上げます。

まず、1款の負担金関係でございますが、昨年度に比し、279万4,000円、300万円弱を減額することができました。細部については、これから申し上げますが、合計で2億912万7,000円でございます。昨年度と比較しまして約1.3%ほどの減であります。この主なる要因の一つとして、昨年11月に導入をさせていただきましたE S C O事業の関係での5年間ほどはかなりの平準化とともに突出した負担金の増というのが解消される見込みが一定額は達しました。それと経営改善という中で、この初議会の中で少しでも構成市町の負担金を減額に作用させるように努める指示がございましたので、その結果でございます。

この細部の内容につきましては、朱色の見出しの資料第4号のところに構成市町の負担金の推移をおつけしました。平成25年度から来年度の平成29年度までおつけしてございますが、今回はこの初議会に臨むに当たって、執行部からできるだけ前年度の金額に対して減額ができるようにということでございましたが、まず先ほどのE S C O事業の減額の効果というものは、平成29年度についてはE S C O事業のみで約6,000万円ほどの負担金が減額に作用できました。それ以外でこの279万4,000円が事務局の経費削減努力ということでなった結果であります。

平成29年度の欄をごらんいただきたいと思います。佐倉市が前年度比で102万1,000円の減、四街道市が前年度比で213万6,000円の減、酒々井町については微増ということで36万3,000円の増でございます。佐倉市が対前年度でいきますと0.88%とわずかでございますが減、四街道市が2.9%の減ということで、先ほど合計で約1.3%ほどの減と申し上げたのはこの細部の記載のとおりでございます。ただ、この負担金については、財政課のご担当のほうにご案内をしているところでありますが、E S C O事業の一定額、省エネ関係事業の効果は大でございますが、平成30年度からE S C O事業費の支払いが今想定では10年間を想定しておりますが、その中で2億240万円の債務負担だということで議会にお諮りしまして、仮にその金額だと想定しますと、約2,000万円ほどの年額の支払いが生ずるとしますと、平成29年度は約6,000万円という突出した金額が減にできたところでありますが、平成30年度以降は逆に2,000万円ほどの一定額がプラスになるということで、常に負担金の金額が大体2億3,000万円前後の金額かと想定しております。今後は、その2億3,000万円をキャップとしまして努力をして、少しでも経費の削減を図るということで努めてまいりたいと存じます。また、さくら斎場の予算総額は、3億少々で推移しているという実績がありますので、その総額についても努めて過大にならないように努力をしてまいります。

それでは、6ページ目と7ページ目のところに戻っていただきたいと思います。6ページの2款の使

用料、さくら斎場の使用料でございますが、これにつきましては、先ほど補正予算の中で申し述べた事項と関連しているところでございますが、2.1%の減、176万7,000円の減を見込んでおります。そのほかは、ほぼ例年同様でありまして、結果として16万4,000円、約0.1%の減ということでございます。

歳出の関係で、7ページ目をごらんいただきたいと思っております。議会費につきましては、ご案内のとおり、議会の充実、また構成市町の連携と関係の強化ということで、議員が3名新たに選出されているところでありますが、その議会の充実ということで6万1,000円ほどでございますが、全体のプラスに作用しております。

総務費につきましては、職員11名の人件費でありまして3.0%、347万9,000円の減を見込んでおります。さくら斎場の事業費でございますが、利用増はかなり見込まれるところでありますが、経費的には1.8%、326万7,000円の増で見込んだところでございまして、そのほかは通常どおりでございます。

次に、8ページ、9ページ目をお開きいただきたいと思っております。1款の使用料でありますけれども、右の説明欄をごらんいただきたいと思っております。さくら斎場、火葬場部分の使用料につきましては組合内については2%ほどふえる見込みで、40万円弱の増加を見込んでいるところでありますが、組合外につきましては先ほど申し述べた補正と同様に、前年度500万円で見込んでいたところですが、18%の減で見込んで計上させていただきました。また、待合室につきましても、補正予算同様に追加のご利用の頻度は減るだろうということで291万円を見込んでおります。

式場については、今市内あるいは管内にかなり小規模な式場ホールができました。管内だけでも、昨年末ぐらいで15施設ほどできておりますけれども、さくら斎場の利用は横ばい傾向でございまして、昨年度よりも少々少な目、525件ほど見込んだ数値で計上させていただきました。

9ページ以降は、例年同様の予算措置でございます。

11ページをごらんいただきたいと思っております。1款の議会費につきましては、先ほど申し述べまして、2款の総務費でございますが、右のほうにつきましては、報酬につきましては情報公開等の専門の委員3名の報酬ということでございます。行政不服についても、1回を想定して兼務で同じ3名の委員をお願いしております。2項の給料関係でございますが、特別職につきましては、新たな正副の管理者3名の報酬分、また職員については11名の人件費を措置しております。3項以降は関連した手当、共済費の義務的な経費でございます。

次に、14ページからご説明をさせていただきます。さくら斎場の事業費の関係でございますが、需用費は消耗品関係ではほぼ同様の金額でございますが、次の15ページの13節委託料のところをごらんいただきたいと思っております。ここの説明欄に計上させていただきましたのは19件でございます。さくら斎場の斎場全体の各部署にかかわる火葬棟の管理業務委託から始まりまして、入札については4件ほどでございますが、必要な事項の委託を計上させていただいております。また、E S C Oの事業が平成29年度展開される想定をしております。その関係で、上から5行目に機械設備保守点検、定期清掃とこれは一緒なのですが、その部門と冷温水発生機、いわゆる冷暖房の熱源関係の委託料、またその2行下の自動制御機器、これは照明あるいは待合室、通路等のエアコンの調整を事務室で行う、そういう機器があるのですが、そういった関連については今後の進捗の中でE S C O事業の関連事業ということで、年度内に十分再検討していく予定でございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。15節の工事請負費でございますが、先ほども例年お示ししております全員協議会のほうで公開をし、配付をしております中長期施設維持管理計画と連動

する項目であります。まず、説明欄のところに4項目記載してございます。歩道及び駐車場についての工事は平成28、29年の継続費でありまして、これは全員協議会でお示しのとおり、6月30日までが工期となっているものであります。今現在順調に進捗が図られております。また、階段長尺シート改修工事については、随意契約の範囲で執行する予定であります。火葬炉設備改修工事、斎場外壁補修工事については、入札に該当するものということで、入札を前提に検討を進めてまいります。これも全て中長期に計上されている事業ということでもあります。

その中長期施設維持管理に計上されているもう一つのものとして、18節の備品費がございまして、下の斎場用備品と記載して90万円とございまして、これにつきましては式場の中にさくら斎場は供用して使う祭壇と小物がございまして、その小物部分につきましては非常に頻度が多く、劣化が著しいということと、ものによっては非常に高額でありまして、破損した場合に取りかえのものが必要ということもありまして、これについては執行の段階で種類等はまだ一度決裁をとることになっておりますが、必要な備品の小物類ということで90万円を措置させていただいたものであります。これがFM会議等で承認をされている事業項目であります。上の施設用備品というのは、待合室等で主に使う備品類ということになります。そのほか、4款以降は通常どおり財調、施設整備というものの基金の関係と予備費でございまして、

17ページ以降であります。これにつきましては定型的に給与費の明細ということで、前年度比との異同等をお書きしているものであります。これについては、今回の人事委員会勧告の実施を想定して記載を加えてございまして、また、18ページのところをごらんいただきますと、給料と職員手当のところにつきましては平成28年度から実施をさせていただいております人事交流等の継続した実施を見込んでおりまして、金額の内訳を記載させていただいております。そのほかの以降のページにつきましても、定型的な自治法の施行令に準拠した記載を入れさせていただいております。

23ページ、24ページにつきましては、継続費の年度ごとの内訳記載と24ページにつきましては債務負担につきましては平成28年度末までの状況と平成29年度以降の予定額ということで、掲載をさせていただきました。特に3のさくら斎場ESCO事業、これは委託費になるということでご説明をさせていただきますが、今事業が進捗し、精査をしているところでありますので、来年度必要に応じて全員協議会で報告しながら、補正予算等が必要であれば、補正予算ということでご提示をし、さらに推進を図ってまいりたいと考えております。そのほかは複数年にわたる事業の執行方法の改善を施したもののついて、債務負担として2カ年あるいは3カ年ということでご提示をさせていただきました。

最後に、26ページをごらんいただきたいと思っております。葬祭組合では予算書の最後のページのところに、構成市町の貴重な財源となっております負担金ということで、その算出基礎を明示しておりますので、これは先ほど申し上げました負担金の推移のところの具体的な利用件数、またそれぞれの割合ということでご提示をして、ご確認できるようにさせていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

以上をもちまして議案4件の細部説明とさせていただきます。ありがとうございました。

〔「休憩とって」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 暫時休憩いたします。

（午後4時06分）

---

○議長（押尾豊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸） これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いいたします。

なお、再質問は2回まででございます。

議案第1号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑はなしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑はございますか。

○5番（高橋絹子） 議長。

○議長（押尾豊幸） 高橋議員。

○5番（高橋絹子） 1点だけお伺いします。

26ページの最後の負担金の算出基礎というところで、負担金の総額はということで書いてありますけれども、ここに区分の合計額とするというふうに資料になっていますが、この合計額の2億という根拠ですね。2億を3分の1ずつ分けたと思うのですが、この2億がどこから出てきたものなのか教えてください。

○事務局長（藤方英和） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（藤方英和） 今のご質問の趣旨に十分沿えるかどうか、算出の基礎という、2億に至った経緯といいますか、そういうふうにご理解させていただきましますと、こちら予算書の2ページと3ページの欄をお開きいただきたいと思います。今のご指摘、非常に適切なお質問でありまして、最初に2億があったということではもちろんございません。おおむねさくら斎場の経費は、ここでいうところの予算増額は3億少々で推移してきております。その3億少々のご説明で70%程度が負担金で推移していますという統計的なものは申し上げておるのですが、この70%の結果になるには歳出の総額のところに対して、歳出額に対して2款以降、使用料がおおむね二十数%強占有しています、割合としては。

ですから、この予算書でいきますと8,123万3,000円、それとそれ以下3款、4款、5款、6款、こういった経費をまず引いて、その残りを私ども葬祭組合では自主財源が使用料と諸収入ぐらいしかないということですので、その引いた残りが2億912万7,000円になると、全体の必要な経費から負担金以外の歳入のものを差し引いた後が2億何がしと、大体70%ぐらいになるのですが、それを今ご質問ございました26ページのところの合計の欄の佐倉市、四街道市、酒々井町でいうところの合計のパーセントのところを見ていただきますと、金額は2億と先に出るのではなくて、この金額に対してパーセント、佐倉市でいくと55.27%を掛けるとこの金額と、四街道市は34.23%を掛けるとこの金額と、酒々井町が10.50%を掛けるとこの金額ということ、いわゆるご利用等の自治体割もありますが、利用割で最終的なパーセントというものはじけます。

そうしますと、おおむねですけれども、過去の実績推移を統計的な数量で申し上げますと、佐倉市がおおむね55%ぐらい、四街道市がおおむね35%ぐらい、酒々井町が10%ぐらいと、大体そういう、あとご利用の件数で、特に佐倉市と四街道市が利用の割合が多い、少ないというので金額のプラスマイナスというか増減が作用されるということになっております。ですから、再度申し上げますと、この2億が先あってではなくて、歳出に対して引き算をしていった結果の残りを負担金として頂戴しているということでございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸） よろしいですか。

○5番（高橋絹子） ありがとうございました。

○議長（押尾豊幸） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） ないようですので、これで質疑は終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（押尾豊幸） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて平成29年1月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時18分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

臨時議長 中 島 康 一

議 長 押 尾 豊 幸

議 員 富 塚 忠 雄

議 員 高 崎 長 雄